

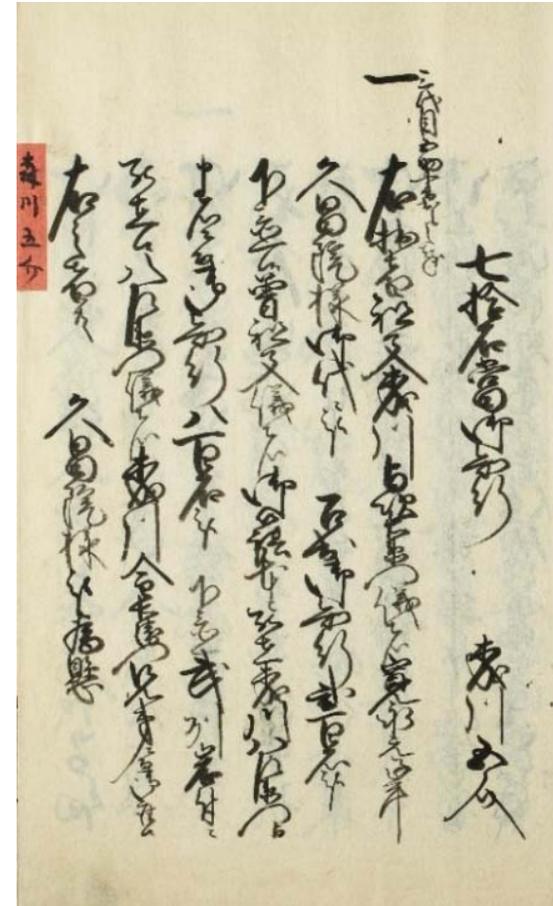
内容紹介

1 「侍中由緒帳」の原本について

『侍中由緒帳 16』には、80冊ある「侍中由緒帳」の内47冊目の後半から49冊目までを収録しています。一例として「侍中由緒帳」48号（彦根藩井伊家文書672）を紹介します。縦帳という冊子の形式をしていて、大きさは縦29.7cm・横21.7cmです。



「侍中由緒帳」48 表紙



森川与次右衛門家 冒頭

2 本文の翻刻と注

前ページ写真右のようにくずし字で書かれている本文を活字にして、くずし字が読めない人でも彦根藩士の歴史を知ることができます。また、内容を理解しやすいように、人名や地名、出来事などについての注を行間やページ上部に付しています。

津口左衛門家（9代） 森川与次右衛門家（初代～4代）

初代目録
一、代目録
二、代目録
三、代目録
四、代目録
五、代目録
六、代目録
七、代目録
八、代目録
九、代目録
十、代目録
十一、代目録
十二、代目録
十三、代目録
十四、代目録
十五、代目録
十六、代目録
十七、代目録
十八、代目録
十九、代目録
二十、代目録
二十一、代目録
二十二、代目録
二十三、代目録
二十四、代目録
二十五、代目録
二十六、代目録
二十七、代目録
二十八、代目録
二十九、代目録
三十、代目録
三十一、代目録
三十二、代目録
三十三、代目録
三十四、代目録
三十五、代目録
三十六、代目録
三十七、代目録
三十八、代目録
三十九、代目録
四十、代目録
四十一、代目録
四十二、代目録
四十三、代目録
四十四、代目録
四十五、代目録
四十六、代目録
四十七、代目録
四十八、代目録
四十九、代目録
五十、代目録
五十一、代目録
五十二、代目録
五十三、代目録
五十四、代目録
五十五、代目録
五十六、代目録
五十七、代目録
五十八、代目録
五十九、代目録
六十、代目録
六十一、代目録
六十二、代目録
六十三、代目録
六十四、代目録
六十五、代目録
六十六、代目録
六十七、代目録
六十八、代目録
六十九、代目録
七十、代目録
七十一、代目録
七十二、代目録
七十三、代目録
七十四、代目録
七十五、代目録
七十六、代目録
七十七、代目録
七十八、代目録
七十九、代目録
八十、代目録
八十一、代目録
八十二、代目録
八十三、代目録
八十四、代目録
八十五、代目録
八十六、代目録
八十七、代目録
八十八、代目録
八十九、代目録
九十、代目録
九十一、代目録
九十二、代目録
九十三、代目録
九十四、代目録
九十五、代目録
九十六、代目録
九十七、代目録
九十八、代目録
九十九、代目録
一百、代目録

初代目録
一、代目録
二、代目録
三、代目録
四、代目録
五、代目録
六、代目録
七、代目録
八、代目録
九、代目録
十、代目録
十一、代目録
十二、代目録
十三、代目録
十四、代目録
十五、代目録
十六、代目録
十七、代目録
十八、代目録
十九、代目録
二十、代目録
二十一、代目録
二十二、代目録
二十三、代目録
二十四、代目録
二十五、代目録
二十六、代目録
二十七、代目録
二十八、代目録
二十九、代目録
三十、代目録
三十一、代目録
三十二、代目録
三十三、代目録
三十四、代目録
三十五、代目録
三十六、代目録
三十七、代目録
三十八、代目録
三十九、代目録
四十、代目録
四十一、代目録
四十二、代目録
四十三、代目録
四十四、代目録
四十五、代目録
四十六、代目録
四十七、代目録
四十八、代目録
四十九、代目録
五十、代目録
五十一、代目録
五十二、代目録
五十三、代目録
五十四、代目録
五十五、代目録
五十六、代目録
五十七、代目録
五十八、代目録
五十九、代目録
六十、代目録
六十一、代目録
六十二、代目録
六十三、代目録
六十四、代目録
六十五、代目録
六十六、代目録
六十七、代目録
六十八、代目録
六十九、代目録
七十、代目録
七十一、代目録
七十二、代目録
七十三、代目録
七十四、代目録
七十五、代目録
七十六、代目録
七十七、代目録
七十八、代目録
七十九、代目録
八十、代目録
八十一、代目録
八十二、代目録
八十三、代目録
八十四、代目録
八十五、代目録
八十六、代目録
八十七、代目録
八十八、代目録
八十九、代目録
九十、代目録
九十一、代目録
九十二、代目録
九十三、代目録
九十四、代目録
九十五、代目録
九十六、代目録
九十七、代目録
九十八、代目録
九十九、代目録
一百、代目録

亥年父与次右衛門ニ跡職無相連式百石被下置、隠居被仰付候、実子無御座、父与次右衛門者養子ニ而小山、太夫病死仕候以後、寛永拾五寅年、御歩行子共並ニ被召出、十年余江戸ニ相詰、
久昌院様江御奉公仕、其後并之助様御部屋江被為付御奉公仕候処、
子ニ被仰付、彦根江罷登り候、正保四亥年跡職被下置、其以後郷中御川除奉行数年相務、其外御家中侍御着到相務候、玉龍院様御家督之年方江戸江叙度罷下、拾余年御供役相務、其外当分之御役儀度々相務候、
当殿様御代延宝五巳年、江戸江被召下、御中屋敷御留守居役被仰付相務候、天和二戌年、大津御留守被仰付、御加増百石被下置、

而欽砲統請候ニ付、為養生科御金五兩被下置候
※ 第二次長州戦争において、彦根藩兵は慶応九年十一月二十一日に大坂から進軍し、十二日、安芸広島に参陣。
一明治元戌辰年十月十一日、於京都、御馬廻り役被仰付候
※ 彦根藩は、同年九月十九日、鹿見馬、山口、佐賀の三藩とともに京都市中警衛を命じられ、十二月二十六日、解任となった（『進撃史料編纂』）
一同年十一月廿六日、於京都、七等家執事御馬廻り役被仰付候
一明治二己巳年八月十八日、御都合ニ寄、御役儀御免被仰付候

ページ上部に、重要な記事の内容を略記しています。

「御中屋敷」がどこにあったかを示すために「江戸赤坂」という地名を補っています。

御藏役八年相務、其後病氣ニ罷成御役儀御訴訟仕候処ニ、元禄二巳年御役儀御免被遊、隠居被仰付候
一私儀、延宝四辰年極月、当殿様御代、御歩行子共並ニ被召出、翌年巳三月、江戸江御供仕、而度江戸ニ相詰御供役相務候、延宝八四年、京都御上下御供藏役被仰付候、手伝ニ可罷登旨被仰付、大津ニ罷在手伝仕候、彦根江御上国之御者大津乃毎度罷下御供役相務候、元禄二巳年二月、父跡職無相連三百石被下置頂戴仕候、只今何之御役儀不仕候、以上
元禄四辛未年三月廿三日

七拾石当御知行 森川五介
二代目五郎書出シ之趣
一石拙者祖父森川与次右衛門儀者寛永元子年久昌院様御代ニ被召出、御知行式百石被下置候、曾祖父儀者御旗本ニ罷在森川八左衛門守中者ニ而御知行八百石被下置、武州岩門守中者ニ而御知行八百石被下置、
御出入仕候、祖父森川与次右衛門儀、子細御座候而岩付を立退、御出入之者故御当家江參、御奉公奉願候処ニ早速被召出、右之通御知行被下置候、御当地敷之下ニ屋鋪被下置罷在候処ニ、寛永十一戌年御上洛前ニ当屋敷被下、普請可仕候、御上洛之御森川金石衛門旅宿可被仰付之旨被仰渡、則当屋敷拝領仕候、為定御役儀度不仕、当分之御役儀等者毎度相務候出、其後病身ニ罷成御知行指上ヶ申候処、正保四

3 解説頁

史料本文は、一般の人にはあまりなじみのない、いわゆる「候文」で書かれていますが、ここでは、『侍中由緒帳 16』収録各家の由緒や歴代当主が勤めた役職等の概略がわかるように、解説しています。

「貞享異譜」では同六年に知行二百石を拝領した。役儀は、愛知川御茶壺御通りの時に度々給仕役を勤めたほか、馳走奉行、母衣役を勤めた。

二代日以降の知行高は、二百石を三代日まで相続した後、養子相続により四代目・五代目が知行百石を相続、天明六年（一七八六）に定禄制に伴い高百二十石に取り立てられた。六代目は幼年で亡くなり、七代目が病中封養子での相続となったため、知行は七十石となり、これ以降変わらず明治に至った。

歴代の役儀は、七代目が鷹野先払役、御用米蔵奉行、八代目が弘道館素読方・中屋敷（江戸赤坂屋敷、賄役兼帯、後操院様附人、納戸役、九代目が太鼓指図役、軍務局七等執事鼓手を勤めた。このほか、七代日は文化十一年（一八一四）に鎗術師範を勤めた久保田勘之丞家九代目とその門弟の引き立てを命じられ、九代日は元治元年（一八六四）の禁門の変に出張したことが確認できる。

拝領屋敷について、「藩上新古家並記」「彦根藩士戸籍簿」によれば、当初は不明であるが、元禄三年（一六九〇）に観音道筋の屋敷に居住している。また、時期は不明であるが、円堂寺町に一時期屋敷を置いていたことが確認できる。本書では、享和三年（一八〇三）に円常寺町の「広瀬善之進明屋敷」に替え屋敷となったとある一方で、「藩上新古家並記」では同年に右々崎町の「広瀬勘之丞明屋敷」に移り、幕末まで同地に居住したとされ、記述内容に齟齬が見られる。なお、明治四年（一八七二）の「彦根藩士戸籍簿」では、石ヶ崎町に屋敷を確認できる。

「大洞弁財天祠堂金寄進帳」によれば、元禄八年の宇津木家の家内は、初代大助が在彦根で、本人のほか、「草履取」一人、「中間」三人、「召仕女」三人がおり、また「中間家族」が二十人おり、合計十八人である。

津田勘左衛門家

津田家歴代は、勘左衛門・右平太・勘次・留十郎・右平・鍋之介・十郎・五郎などの通称を用いたが、初代・四代目・六代目が称した勘左衛門を家名とした。

当家は、初代が津田自庵家から分家した家である。井伊直孝の代に中小姓役として江戸へ召し出され、後に二百石を拝領し、延宝四年（一六七〇）に病死した。二代日は跡式百石を相続し、御金蔵番役を勤めた。その後、三代目が百石を相続、四代目・五代目が知行五十石を拝領、定禄制に伴い百二十石の高に取り立てられた。六代日は五代目の家督五十石を相続し、後に定禄制廃止につき知行八十石を拝領した。その後、六代目が「以之外不行跡」の儀により隠居させられ、七代日は家督七十石を相続した。以降、七十石のまま、明治を迎えた。

歴代の役職は、二代目が侍中着到附役、玉葉中間頭を勤めた。五代日は、將軍世継ぎである徳川家斉の元服式において井伊直幸が加冠役を勤める際の用向を滞りなく勤め、祝儀として佐野綿を拝領した。六代日は足軽辻着到附役、借用役を勤め、八代日は江戸において、煩引もなく勤めたことにより褒美金を拝領している。九代目は京都上使の供、禁門の変、第二次長州戦争、京都市中警衛などに従軍し、明治維新後は七等家執事馬廻り役を勤めている。

拝領屋敷は、「藩上新古家並記」によれば二代目が元禄三年（一六九〇）に尾末東町に屋敷を拝領し、三代日が享保十一年（一七二六）に裏通り町に屋敷を拝領し移住している。その後、四代目が寛保二年（一七四二）に上新屋敷に移住し、明治四年（一八七二）の「彦根藩士戸籍簿」でも同所に居住していたことが分かる。

「大洞弁財天祠堂金寄進帳」によれば、元禄八年の津田家は二代目右平太が在彦根で、その母、妻、休留弥、熊次郎、娘せん・こん、「草履取」一人、「中間」一人、「召仕女」二人の計十一人が確認できる。

森川与次右衛門家

森川家歴代は、与次右衛門・五介・作平・藤右衛門・翁助・鉄蔵・才次郎・源吾・原吾・久太郎などの通称を用いたが、初代・二代目・四代目から六代目、九代目が称した与次右衛門を家名とした。

当家初代の父八左衛門重兵衛は知行八百石の幕府旗本で、武蔵国岩付（さいたま市岩槻区）にあった。兄弟の金石右衛門氏後と共に、井伊直孝に目を懸けられ、井伊家と交流があった。その縁で、与次右衛門家初代重親が事情により

9代目までの津田家の概要をまとめています。

4 系図

各家の相続の流れが一目でわかる家系図を載せています。当主について、実名がわかる者は記し、それぞれの通称を名乗った順に記しています。また、実子相続は一本線、養子相続は二本線で示し、養子ならどの家から養子に来たかを()内に示しています。

系 図

